

一 二名ヲシテ留守番ニ命ジレメ申渡事等ハ本部ニ
集會対策ヲ考究中ナリ

二 事業主側ノ態度

事業主ハ工場爲止ヲ断行シ候工側トノ合意ヲ避クル
爲メ折立ヲ翰悔ニ解意申出ハ信託セントスルモノ
如シ

三 警戒取締

申渡事本部ハ工場ニ隣接シ居リ候工等ハ事業主ノ所
在翰悔ヲ激昂スルノ合テ工場破壊或ハ社欠ヲ脅迫シテ
事業主ノ所立ヲ確メレトスヘシ業アリテテテテテテハ
候工側ニ對シ注意ヲ爲ス爲重ク戒め申出中ナリ

又申(通) 報候也

別記

(内容証の郵便等)

お徳着々申渡事之爲大度ニ存ス
陸奥南工機創設以來日秋研究を専ら經營し販賣に必死の努力を著し事ヲ成得共ハ
智の甚達と共ハ以種工業販賣と爲りて自然競争激しく一面に於ては經濟界の不況
先ノ海商新事業の経営困難と相約 陸折極味者等下等の申渡事もありたるに依り漏
洩と協調し信託を増加し結果と相約し只後往中を増進し以て南工場の甚度と相約
を固めんとしてし由事案は之れハ百して南工機中事業主々不振と爲り經營膨張
する爲め昨年々月以來申出三ヶ月に於て五万七千餘円申出の月あり七月十日に
於て三万九千五百餘円欠損を申し経営流動資金不足と先外業科代をも時々不拂す
る等の状態に之れに依り依り振替せらるるに依り不振と電報破産の憂月ハ連連と有
引見ハ多大の迷惑を掛け申出有るを以てこの間意を注し涙を流し而して南工機を閉鎖
する事ハ決意致し

後より申し甚度申渡事之爲大度ニ存ス
此等事情中諸事申出也

新商規則に依り申出下との産債契約を解除仕仕候りて此後十日以内の事
由金付也 也 申出月十日以内支拂可成事有テ機材共々申出方申出願有也